

**様式第二号の八(第八条の四の五関係)**

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和4年6月16日

静岡県知事 殿

提出者

住所 静岡県磐田市新開440

氏名 乗松建設株式会社

取締役代表 乗松千代子

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0539-62-2020

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	乗松建設株式会社
事業場の所在地	静岡県磐田市新開440
計画期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	一般土木建設業
②事業の規模	令和3年度年間請負工事金額 5億2000万円
③従業員数	25人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
役) 乗松千代子 → 廃棄物担当者(土木部長) 小林祐次 → 環境管理総括責任者(土木課長) 中根功 → 各現場監督 総括責任者(代表取締)			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度(令和3年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
②計画	排出量	1,730.00t	1.02t
	(これまでに実施した取組) の検討	産業廃棄物の管理状況の把握と改善索 委託契約の締結 産業廃棄物管 監督官	
	理票の交付、啓発 庁への各種報告	社員、関連会社に対する教育、啓発	
	【目標】		
③計画	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	排出量	2,500 t	100.0 t
(今後実施する予定の取組) 環境管理・監査システムの導入・構築 エコアクションの導入、各工事現場における管理・監査に関わ る手続きを明確にする。			
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 各現場でのがれき類等の収集には選別して中 間処理工場に運搬。		
	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 工事現場では再資源化を図るため、安全性、経済性の 向上に努めるため分別、選別を徹底して行う。		

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

総括責任者（乗松千代子）  
 廃棄物担当者（土木部長）小林祐次 環境管理総括責任者（  
 土木課長）中根功 本社環境管理委員会（各現場及び現場監督による産業廃棄物の処理等打  
 合せ会議）

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度(令和3年度) 実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	建設汚泥	繊維くず
	排出量	0.86t	
	(これまでに実施した取組) の検討 付、啓発 監督官庁への各種報告 発	産業廃棄物の管理状況の把握と改善索 委託契約の締結 産業廃棄物管理票の交 換 社員、関連会社に対する教育、啓 発	
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	繊維くず
	排出量	10.0t	t
	(今後実施する予定の取組) 環境管理・監査システムの導入・構築 における管理・監査に関わる手続きを明確にする。	エコアクションの導入、各工事現場における 工事現場では再資源化を図るため、安全性、経済性の向上 に努めるため分別、選別を徹底して行う。	

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 各現場でのがれき類等の収集には選別して中間処理工場 に運搬。	
	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 工事現場では再資源化を図るため、安全性、経済性の向上 に努めるため分別、選別を徹底して行う。	
②計画		

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
<p>代子) 廃棄物担当者（土木部長）小林祐次          総括責任者（土木課長）中根功 本社環境管理委員会（各現場及び現場監督による産業廃棄物の処理等打合せ会議）</p>			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	その他のがれき類
②計画	排出量		
	(これまでに実施した取組) の検討 、啓発	産業廃棄物の管理状況の把握と改善索 委託契約の締結 産業廃棄物管理票の交付	
	監督官庁への各種報告		社員、関連会社に対する教育、啓発
	【目標】		
③計画	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	その他のがれき類
	排出量		
④計画	(今後実施する予定の取組) 環境管理・監査システムの導入・構築 エコアクションの導入、各工事現場における管理・監査に関わる手続きを明確にする。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 各現場でのがれき類等の収集には選別して中間処理工場に運搬。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 工事現場では再資源化を図るため、安全性、経済性の向上に努めるため分別、選別を徹底して行う。		

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図)		
<p>代子) 廃棄物担当者（土木部長）小林祐次      総括責任者（土木課長）中根功 本社環境管理委員会（各現場及び現場監督による産業廃棄物の処理等打合せ会議）</p>		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
①現状	【前年度（令和3年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	混合（管理型含む）
②計画	排出量	
	（これまでに実施した取組） の検討 、啓発	産業廃棄物の管理状況の把握と改善索 委託契約の締結 産業廃棄物管理票の交付 監督官庁への各種報告 社員、関連会社に対する教育、啓発
	【目標】	
	産業廃棄物の種類	混合（管理型含む）
③計画	排出量	
	（今後実施する予定の取組） 環境管理・監査システムの導入・構築 エコアクションの導入、各工事現場における管理・監査に関わる手続きを明確にする。	
産業廃棄物の分別に関する事項		
④現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 各現場でのがれき類等の収集には選別して中間処理工場に運搬。	
	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 工事現場では再資源かを図るために、安全性、経済性の向上に努めるため分別、選別を徹底して行う。	

## (第3面)

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				
①現状	【前年度（ 年度）実績】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t	
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t	
	(今後実施する予定の取組)			
産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
①現状	【前年度（令和3年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	建設汚泥		
	全処理委託量	1.71t	t	
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	
	再生利用業者への処理委託量	1.71t	t	
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	
(これまでに実施した取組)				

## (第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	
	全処理委託量	10t	t
	優良認定処理業者への処理委託料	t	t
	再生利用業者への処理委託量	10t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量			
(今後実施する予定の取組)			
※事務処理欄			

## (第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	全処理委託量	2500t	100t
	優良認定処理業者への処理委託料	t	t
	再生利用業者への処理委託量	2500t	100t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
※事務処理欄			

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	全処理委託量	1730.0 t	1.02t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	1730.0 t	1.02t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。

※欄は記入しないこと。